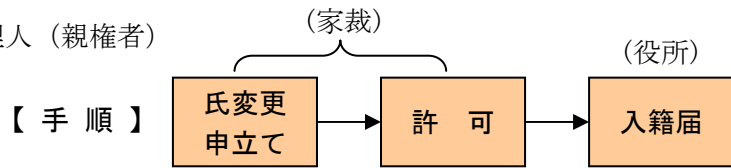


子の氏変更許可申し立て手続きと入籍届について

20. 11. 20

1 氏変更の申し立てをする人

- 子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）
- 子が15歳以上のときは、子本人



2 申し立てに必要なもの

- ① 申立書・・・家庭裁判所の受付にあります。
- ② 子の戸籍謄本・・・氏を変更する子の戸籍謄本・・・1通または2通（注）
- ③ 親の戸籍謄本・・・子が新たに入籍する親の戸籍謄本・・・1通または2通（注）
- ④ 印鑑（認印も可）・・・●子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）の印鑑
●子が15歳以上のときは、子本人の印鑑

※本人確認をする場合あり（運転免許証、パスポート、住基カード、保険証、学生証等を持参）

- ⑤ 手数料・・・子1人につき800円（収入印紙） ※手数料は、改定もあります。

（注）子の戸籍謄本および入籍する親の戸籍謄本は、本籍地が入籍届出地と異なるときは「2通」取り寄せておいてください。（1通は家庭裁判所で使い、もう1通は入籍届に使用します）

3 申立裁判所 さいたま家庭裁判所

- ① 所在地 さいたま市浦和区高砂3-16-45（さいたま地方裁判所内）
- ② 最寄り駅 浦和駅（京浜東北線）から徒歩約15分
中浦和駅（埼京線）から徒歩約15分 } 埼玉県庁の南側

4 受付時間 【平日のみ】 午前9時～11時30分、午後1時～4時

5 申立書提出 申立書は、使者が提出してもよく、また郵送もできます。

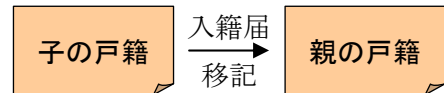
- ◆ 許可の審判 面接して、特に問題がなければその日に、許可の審判がおります。
※ 許可されると「審判書謄本」が交付されますので、これを添えて必ず「入籍届」をしてください。

- ◆ 問合せ先 ☎ 048-863-4111 担当：家事部受付係（内線 3151、3152）

家庭裁判所の許可がございましたら入籍届を提出してください。

入籍届に必要なもの

- ① 審判書謄本・・・「子の氏変更許可申立書」の謄本（許可する旨の審判が記載されたもの）
- ② 子の戸籍謄本・・・1通（本籍が戸田市のときは不要です）
- ③ 親の戸籍謄本・・・1通（同上）
- ④ 印鑑（認印も可）・・・●子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）の印鑑
●子が15歳以上のときは、子本人の印鑑
- ⑤ 国民健康保険証・・・（氏が変わる加入者のみ）
- ⑥ 乳幼児医療費受給資格者証など・・・（氏が変わる該当者のみ）



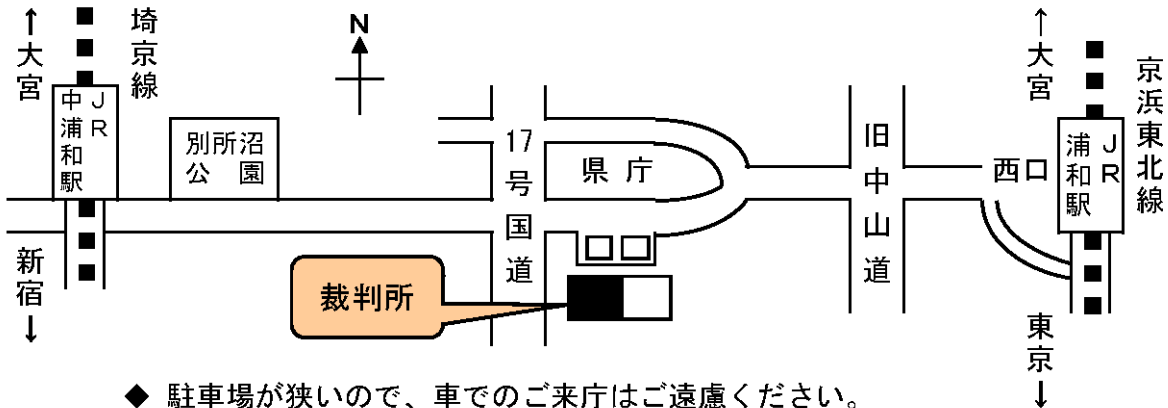
- ◆ 問合せ先 戸田市役所 市民課 ☎ 048-441-1800（内線 295、661）
美笹支所 ☎ 048-421-3003

さいたま家庭裁判所

〒336-0011 さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号

電話 (048) 863-4111 (代)

(内線 3150、3151)



- ◆ 駐車場が狭いので、車でのご来庁はご遠慮ください。
- ◆ JR浦和駅より徒歩約15分、JR中浦和駅より約20分

メモ

参考

次の地域にお住まいの方は、さいたま家庭裁判所に申立をしてください。
さいたま市、川口市、鳩ヶ谷市、蕨市、戸田市、和光市、新座市、朝霞市、志木市、
上尾市、蓮田市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町